

事業事前評価表

1. 案件名

国名：タンザニア連合共和国

案件名：雇用のためのビジネス環境開発政策オペレーション

L/A 調印日：2016年4月11日

承諾金額：6,000百万円

借入人：タンザニア連合共和国政府

(The Government of the United Republic of Tanzania)

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における民間セクターの開発実績（現状）と課題

タンザニアは、外国直接投資（FDI）を中心に民間投資の活性化や堅調な公共投資を背景に安定した経済成長を続けている。2014年も実質 GDP 成長率 7% を達成し、今後も堅調な伸びが見込まれている。しかし、成長セクターは資源開発（金鉱、天然ガス）や観光開発、運輸、金融、通信、建設といった分野に限られ、製造業の成長やサービス業の拡大など雇用創出につながる産業の育成が課題となっている。

タンザニアの民間セクターは、依然としてインフォーマルセクターが中心の経済構造であり、労働力の受け皿となる国内産業が十分育っていない。また、民間企業がビジネスを行う上で不可欠である、土地制度や金融制度の改善は遅れており、経営力・技術力を有した人材の不足なども企業の育成を進める上で課題となっている。ビジネス許認可や税務行政手続きの簡素化、通関手続きの迅速化を通じたビジネス環境全般の向上等、日本を含む外資企業の進出にとって不可欠な課題も依然多く、世界銀行が実施している「Doing Business 2016」においても、全 189 ヶ国中 139 位に位置付けられている。

こうした状況下、タンザニアの経済成長を持続的なものにしていくためには、民間セクター全体に裨益する取り組み通じて、国内企業の成長や海外企業の更なる進出を後押ししていくことが求められる。また、産業の競争力強化を通じて国内経済の活性化と雇用創出につなげていく必要がある。本事業は、民間セクター関連政策・制度改革を通じて民間企業がビジネスを行う上で課題となっているビジネス環境の改善を支援するものである。

(2) 当該国における民間セクターの開発政策と本事業の位置づけ

タンザニア政府は、2025年までに後発開発途上国から脱却し中所得国入りを目指す国家目標「Tanzania Development Vision 2025」の実現を目指している。2011年6月には「第一次5ヵ年計画（Five Year Development Plan: FYDP I）」を公表し、同計画のもとで競争力のある産業育成に取り組んでいる。また、2013

年に政治主導の新たなイニシアティブとして発表された Big Result Now (BRN) では、FYDP I から絞り込んだ 8 つの優先分野（農業、教育、エネルギー、運輸交通、水、資源動員、保健、ビジネス環境）に対して、より具体的な成果目標の下で実施とモニタリングを徹底することが求められており、民間セクター振興については「ビジネス環境」の中で、ビジネス関連制度改善、税制改革、労働市場改革等、民間企業がビジネスを行う上で必要となる基盤整備作りが進められている。

(3) 民間セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

我が国の対タンザニア連合共和国国別援助方針（2012 年 6 月）では、「貧困削減に向けた経済成長」を重点分野に掲げ、タンザニアの民間セクター開発に対する支援に取り組んでいる。また、対タンザニア国別分析ペーパー（JCAP）においては、同国の産業開発を進める上で、中小零細企業の生産性向上や農産品加工業の振興に取り組むことが重要であると分析している。

JICA は、2008 年から産業開発アドバイザーを産業貿易省に派遣し、統合産業開発戦略（Integrated Industrial Development Strategy 2025:IIDS）の策定を支援するとともに、産業の多様化・高度化に必要な各種施策を提言した。IIDS では、タンザニアの産業開発を進める上で経済特区開発、運輸インフラ開発、回廊開発、中小企業育成、農業開発が重要であると分析している。また、2013 年には「品質・生産性向上（カイゼン）による製造業企業強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始し、製造業の品質・生産性の向上に取り組んでいる他、2015 年にはクラスター開発の個別専門家派遣を開始し、小規模工業団地整備に向けた支援を行うなど、IIDS で提言されている産業振興の施策の実現に向けたプロジェクトを実施している。

また、貧困削減支援借款（Poverty Reduction Support Credit : PRSC）による世界銀行との協調融資を通じて、2007 年から 2014 年まで計 125 億円の一般財政支援（General Budget Support : GBS）を実施し、民間セクター振興の観点では、PPP 法案とその規制枠組みの策定など投資環境整備に貢献した。本事業は、引き続き世界銀行との協調融資案件として、民間セクターに特化した財政支援を行うものであり、PRSC の後継案件に位置付けられる。

(4) 他の援助機関の対応

2001 年以降、タンザニアでは、援助効率向上と政府のオーナーシップ強化の観点から、政府、ドナー間の援助協調体制の構築が進んでおり、その中核となる援助モダリティとして、一般財政支援（GBS）が導入されている。2016 年 2 月現在、日本の他、世界銀行、アフリカ開発銀行（AfDB）、欧州連合（EU）を中心に 9 ドナー（日本、世界銀行、AfDB、カナダ、デンマーク、EU、フィンランド、アイルランド、スウェーデン）が財政支援を行っている。財政支援全体としては主要各セクターの成果指標を取り上げた成果評価枠組み（Performance

Assessment Framework : PAF) をタンザニア政府・ドナー間の合意のもと策定しており、日本、世銀、AfDB 以外のドナーはその達成状況に応じて拠出を決定している。2015/2016 年度の財政支援全体のドナー支援総額 (2015 年 8 月 31 日) は最大で 366 百万 US ドルであり、内訳は世界銀行 (IDA 借款) (250 百万 US ドル/ローン)、EU (34 百万 US ドル/無償)、AfDB (35 百万 US ドル/ローン)、スウェーデン (25 百万 US ドル/無償) 等である。

近年、タンザニアでは、財政支援改革の議論が進められており、改革策の一つとして、特定のセクターまたはテーマにおいて支援目的と期待される成果を明確化し、成果達成に向けた具体的な政策アクションを提示し、政府内実施部門との直接対話により成果達成を目指す財政支援の形態が導入されている。こうした状況下、世界銀行は、電力、公共財政管理、民間セクター、年金の 4 分野の改革を促進する財政支援を形成・実施しており、本事業は民間セクター分野で世界銀行との協調融資を行うものである。財政支援全体との関係では、本事業の政策アクションの成果指標の一部が財政支援全体の PAF に取り入れられており、その達成状況を PAF においても評価できるよう連携を取っている。

(5) 事業の必要性

タンザニアの経済成長を持続的なものにしていくためには、民間セクター全体に裨益する改善に取り組み、中小企業を含む国内企業の成長や海外企業の更なる進出を後押ししていくことが求められる。また、比較優位のあるアグリビジネスや観光業の競争力強化を通じて国内経済の活性化と雇用創出を図ることも必要であり、FYDP I、BRN においても政府の高いコミットメントのもとで民間セクター開発の改革が進められている。

本事業は、タンザニアの課題・開発政策の優先事項を支援するものであり、かつ我が国及び JICA の援助方針とも合致することから、JICA が本事業の実施を支援することの必要性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、タンザニアの民間セクター関連政策・制度改革を実現することにより、ビジネス環境の改善を図り、もってタンザニアの持続的な経済成長に寄与することを目的とする。

(2) プロジェクトサイト/対象地域

タンザニア全域

(3) 事業概要

本事業は、2014/2015 年度～2016/2017 年度を 3 フェーズに分け、政策アクションを設定し、その政策アクションの達成状況を評価した上で財政支援の形態で資金供与を行うものである。本事業の政策アクションは、i) ビジネス環境改善、ii) 労働・土地・資本など生産要素市場改革、iii) 雇用創出・産業競争力

強化（アグリビジネス、観光産業）の3つの改革を柱に、10の政策アクション（(a)企業登録/ライセンス、(b)港湾業務の円滑化/通関業務改善、(c)企業部門税制改革、(d)労働市場改革、(e)土地制度改革、(f)金融アクセス、(g)地方道路政策、(h)アグリビジネス税制改革、(i)食品衛生制度の近代化、(j)観光産業の競争力強化で構成されている。今回は第1フェーズとして2014/2015年度（2014年7月～2015年6月）に実行された改革が対象であり、全ての政策アクションが達成されている。

本事業の形成過程においては、タンザニア進出中及び進出の意向のある本邦企業にヒアリングを行うとともに、現地商工部会との意見交換会を実施し、本邦企業の要望を取り込む形で政策マトリクスの策定を進めた。10の政策アクションのうち、(a)企業登録/ライセンス、(b)港湾業務の円滑化/通関業務改善、(c)企業部門税制改革、(d)労働市場改革、(i)食品衛生制度の近代化において、本邦企業進出にあたってのビジネス環境改善に資することが期待できる。

(4) 総事業費

円借款供与額：6,000百万円

(5) 事業実施スケジュール

本事業の政策アクションの対象期間は、2014年7月～2015年6月（財政支援対象期間は2015年7月～2016年6月）。全ての政策アクションが達成されており、貸付実行（2016年6月予定）をもって事業完成とする。

(6) 事業実施体制

- 1) 借入人：タンザニア連合共和国政府（The Government of the United Republic of Tanzania）
- 2) 事業実施機関：財務計画省（Ministry of Finance and Planning）。
- 3) 事業実施体制：実施にあたっては、本事業の政策アクションの対象である政策制度を所掌する各関係省庁（首相府、地方自治省、産業貿易省、土地住宅集落省、労働雇用省、農業食糧安全協同組合省、天然資源観光省、運輸省、タンザニア中央銀行、歳入庁、事業登録・実施許諾局（BRELA））が、政策制度の分析やモニタリング協議を行う。

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 貧困削減促進：本事業は、タンザニアのビジネス環境整備・産業開発に向けた障害要因の軽減や改革を通じた民間セクター開発の促進を目的としたものであり、労働市場改革や金融アクセス、地方道路政策、アグリビジ

ネス税制改革等の政策アクションで対象とする各種政策・制度の改善を通じて貧困削減促進に寄与する。

- 3) 社会開発促進（ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等）：ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件（分類理由：本事業は、民間セクター分野におけるジェンダー課題を踏まえ、(a)企業登録/ライセンス、(e)土地制度改革、(f)金融アクセス等の政策アクションでジェンダー平等の促進及び女性企業家のビジネス環境改善に貢献されることが期待されているため。）

(8) 他ドナー等との連携：本事業は世界銀行との協調融資案件であることから、政策マトリクスのモニタリングは共同で実施する。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

1) アウトカム（運用・効果指標）

改革の柱	政策分野	運用・効果指標		
		成果指標	基準値 (2014年度)	目標値 (2018年度)
ビジネス 環境改善	i)企業登録/ライ センス	事業開始までの平均所要日数	26日	10日
		ビジネス立ち上げに必要な手続き数	9	3
		インターネットで新たに事業登録された会社の割合	0%	30%
		ライセンス数の削減	0%	25%
	ii)港湾業務の円滑 化/通関業務改善	検査対象となった貨物の割合	100%	50%
		ダルエスサラーム港のシングルウィンドウシステム に相互接続している行政機関数	0	15
	iii)企業部門 税制改革	1ヶ月以内で VAT 還付手続きが完了した件数の割合	74%	90%
		税支出の対 GDP 比	3.13%	1%
生産要素市場改革 労働・土地・資本	iv)労働市場改革	労働法の簡素化	8 laws	2 laws
		研修に予算配分された SDL の割合	40%	100%
	v)土地制度改革	土地登録に必要なコスト削減	4.5%	2%
		土地登録に必要な日数削減	67日	40日
	vi)金融アクセス	取引口座を有する世帯割合	57.4%	80%
		決済システムの法的枠組みの質	Low/ Medium-Low	Mediumhigh /High
		銀行借入や融資枠を持っている会社の割合	16.6%	19%
		信用調査機関の取扱範囲	0.6%	6%
雇用創出・	vii)地方道路政策	地方道路整備状況における Good/Fair の割合	60%	70%

産業競争力強化	viii)アグリビジネス 税制改革	アグリビジネスに課せられる税負担	0%	20%削減
	ix)食品衛生の 近代化	TFDA から認可を受けた検査機関による食品検査数 と許認可数	0	4
		国際的な品質基準を満たしている食品会社数	20.5%	30%
		ビジネスライセンスや許認可を阻害要因と認識して いる食品会社数	36.4%	20%削減
	x)観光産業の 競争力強化	ライセンス、許認可、観光課税の数	59	35 以内
		観光業直接雇用の増加割合	0%	10%

(2) 定性的効果：タンザニア政府の政策立案、実施能力の向上、持続的な経済成長や雇用創出の促進。

(3) 内部収益率：算出しない。

5. 外部条件・リスクコントロール

本事業実施の前提となる健全なマクロ経済の維持については、国際通貨基金（IMF）政策支援インストルメント（資金支援は伴わずに IMF が当該国の政策に対する助言と継続的な評価を行う）を通じてモニタリングを行っている。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1) 類似案件からの教訓

2013年6月に公表されたEUによるタンザニア財政支援の評価では、ドナーからの財政支援が開発支出の増加や政府の優先分野への予算の重点配分、社会サービスの量的拡大、公共財政管理の強化に貢献したとの評価がなされている。また、2013年7月に公表されたPRSC1～PRSC8に関する世界銀行独立評価では、PRSCが政府調達制度や監査システム、道路、電力、農業分野を中心に政策・制度改善に貢献したことが挙げられている。なお、同評価では、財政支援による政策改善の効果向上のため7点の教訓（政策・制度改善の対象領域の絞り込みと期待される成果の明確化、外部環境の変化に伴う柔軟なプログラムデザイン変更、機能的な指標の設定等）が報告されている。

フィリピン「開発政策支援プログラム（Ⅱ）（Ⅲ）」（2009～2010）の事後評価結果等では、特に現地進出本邦企業などの民間セクターへの情報発信・共有により、投資環境及びインフラ整備に焦点を絞ったプログラムローンの実効性強化・効果向上が期待されることが指摘されている。

(2) 本事業への教訓の活用

本事業では、対象を民間セクター開発に絞るとともに、政策アクションと連動した指標でかつ成果の測定を目的とした指標を運用・効果指標として選んでいる。また、JICA既存事業との連携の重視、及びBRNにおいて取り組まれている改革を取り上げることにより、政府の改革実施の達成を確保するよう努めて

いる。また、本邦企業へのヒアリングを実施し、政策マトリクスに本邦企業の要望を可能な範囲で反映している。

7. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標

本事業の評価は、政策マトリクスの成果指標に基づき行う。評価指標は4(1)1)に記載のとおり。

(2) 今後の評価のタイミング

成果指標の達成目標は 2018 年度を予定しており、第 3 フェーズである 2016/2017 年度の政策アクションの達成を踏まえ評価を行う。

以 上